

# 平成 25 年度税制改正大綱

(担当：後藤)

平成 25 年度の税制改正大綱が平成 25 年 1 月 24 日に発表されました。今回の税制改正のうち、所得税、相続税、贈与税について特に重要な項目をご紹介します。

## 1. 所得税

### (1) 最高税率の引き上げ 😡

最高税率が現行の 40% (課税所得 1,800 万円超) から、45% (課税所得 4,000 万円超) に引き上げられ、住民税と合わせた最高税率は 55% となります。

なお、平成 25 年 1 月 1 日以降は、上記税率に復興所得税が 2.1% 加算されます。

平成 27 年分の所得税から適用されます。

課税総所得金額等	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超	45%	4,796,000 円

### (2) 上場株式に係る軽減税率の廃止 😡

上場株式の配当・譲渡所得等に係る 10% の軽減税率 (所得税 7%、住民税 3%) は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以降については 20% (所得税 15%、住民税 5%) の税率となります。

## 2. 相続税

### (1) 基礎控除の引き下げ 😡

定額控除が 3,000 万円 (現行：5,000 万円) に引き下げられるとともに、法定相続人比例控

除も一人につき 600 万円 (現行：1,000 万円) に引き下げられます。

例えば、法定相続人が 3 人のケースでは、現行は 8,000 万円 (5,000 万円 + (1,000 万円 × 3 人)) まで非課税であるところ、改正後は 4,800 万円 (3,000 万円 + (600 万円 × 3 人)) に非課税枠が縮小されます。

### (2) 小規模宅地等の特例 😊

① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が 330 m<sup>2</sup> (現行：240 m<sup>2</sup>) に拡大されます。

② 宅地等の全てが特定事業用宅地等 (400 m<sup>2</sup>) 及び特定居住用宅地等 (330 m<sup>2</sup>) である場合には、特例の完全併用が可能になります。

改正前は特定事業用宅地等及び特定居住用宅地等がある場合には、一定の調整計算により適用対象となる限度面積を算出していましたが、完全併用が可能となることにより、特例の適用対象面積が増加することになります。

### (3) 税率の見直し 😡

課税価格 2 億円超については段階的に税率が引き上げられます。

最高税率は現行の 50% から 55% に引き上げられます。

課税価格	H26.12.31 以前	H27.1.1 以後
1,000 万円以下	10%	10%
3,000 万円以下	15%	15%
5,000 万円以下	20%	20%
1 億円以下	30%	30%
2 億円以下	40%	40%
3 億円以下		45%
6 億円以下	50%	50%
6 億円超		55%

適用時期は (1) ~ (3) いずれも平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

### 3. 贈与税

#### (1) 税率の見直し

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造が以下の2通りに区分されます。

最高税率は現行の50%から55%に引き上げられる一方で、父母や祖父母等からの少額の贈与については、税率が引き下げられます。

平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

①20歳以上の者が直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母等）から贈与を受けた場合

課税価格	H26.12.31 以前	H27.1.1 以後
200万円以下	10%	10%
300万円以下	15%	15%
400万円以下	20%	
600万円以下	30%	20%
1,000万円以下	40%	30%
1,500万円以下	50%	40%
3,000万円以下		45%
4,500万円以下		50%
4,500万円超		55%

#### ②上記①以外

課税価格	H26.12.31 以前	H27.1.1 以後
200万円以下	10%	10%
300万円以下	15%	15%
400万円以下	20%	20%
600万円以下	30%	30%
1,000万円以下	40%	40%
1,500万円以下	50%	45%
3,000万円以下		50%
3,000万円超		55%

#### (2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の

非課税措置の創設 

受贈者（30歳未満の者に限る）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち、受贈者1人につき1,500万円（学校等以外の者に支払われる金銭については500万円を限度）までの金額に相当する部分の価額については、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととされます。

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課されます（受贈者が死亡した場合は非課税）。